

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	2 1 2
		決裁期日	平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日
名 称	上富良野町協働のまちづくり推進委員会（第 1 回）		
日 時	平成 2 4 年 1 0 月 2 日（火） 午後 1 時 2 7 分～午後 2 時 2 2 分		
場 所	保健福祉総合センターかみん 2 階研修室		
出席者	委員 6 人 町長、町民生活課事務局 3 人 合計 1 0 名		

内 容

【進行：町民生活課長】

◎委嘱状交付

向山町長から、委員 6 名に委嘱状を交付した。

◎町長あいさつ

町長：第 1 回目の上富良野町協働のまちづくり推進委員会にご出席賜り、ありがたい。また、ただいまご委嘱申し上げたところ、それぞれご快諾賜り大変ありがたい。これから平成26年度まで皆様におかれましてはお忙しいところと思いますが、何卒よろしくごお願い申し上げたい。

さて、ご案内のように上富良野町において自治基本条例が制定され、平成21年の4月1日からスタートしている。上富良野のまちづくりの根幹となる、国で言うと憲法にあたるような条例である。その条例の制定を受け、その中身について充実させるべく、準備委員会等を通じてどのように中身を充実させていくかということまで取組みをさせていただいた。今年度、推進委員会を立ち上げ、その中でこの基本条例をどのように運用していくかということについて、皆さん方からいろいろご意見を賜りたいというような状況になっているところである。

すでに町の行政施策の推進全般に渡り、自治基本条例を基本とした取組みを成立させていただいている。しかしながら、まだまだ住民の皆さん方と意思を十分に共有できるような状況に至っていないというのも一方では現実である。これから皆様方のさまざまなご意見等を賜り、名実ともに協働で町を作っていくということで制度を高めて参りたいというふうに考えている。

折に触れて皆さん方にご相談を申し上げる機会も多いかと思うが、何卒まちづくりのためにご協力賜るよう心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきたいと思う。

◎自己紹介

各委員から自己紹介が行われた。

議 題

- 1 会の目的について
- 2 会長及び副会長の選出について

事務局：当委員会は、上富良野町協働まちづくり推進委員会設置要綱に基づき、会議を運営させていただきたい。要綱第4条で会長及び副会長を選出することとなっている。皆様の方からの互選で選ぶこととなっているため、どのような選出方法がよいかお伺いしたい。ないようであれば事務局の案があるが、それでよろしいだろうか。

委員：承諾。

事務局：それでは事務局の案を申し上げる。

事務局：事務局として、会長にNPO法人環境ボランティア野山人の佐川様、副会長にボランティア関係ということで中央婦人会の藤田様をお願いしたい。

委員：承諾。

事務局：それでは会長に佐川泰正様、副会長に藤田敏子様をお願いしたい。会議の運営については、第5条に基づき、会長が会議の議長ということになるので、今後の運営については会長の運営でよろしくをお願いしたい。最初にご挨拶をいただいてから始めたいと思う。

会長：今年5月から商工会の会長という立場もいただいており、まったく世の中をわからない状態で進んできていたが、周りの人からいろいろ教えられ、だんだん気が付いてきた程度で、ましてや自治基本条例や協働のまちづくりという大きなものの中で、皆さんベテランの中で私が会長になるということになると大変だと思いつながっているのだが、皆さんにご協力いただきながら楽しくやっていきたいと思うのでよろしくをお願いしたい。

副会長：私も上富良野の町のことは全然わからないのだが、ボランティアに関しては少しずつ勉強させていただいて、高齢者の方の大変なところなどにも目が行き届くようなまちづくりをしていったらいいのではないかなと思うので、よろしくをお願いしたい。

事務局：さっそく議題の方に入っていきたい。大変顔見知りのメンバーだと思うので、遠慮なく、気兼ねなく意見を出し合っていただければと思うので、皆さんのご協力をお願いしたい。

3 今後の進め方について

会長：事務局からこれから我々は何をしようとしているのかというところから説明をお願いしたい。

事務局：当初4月に立ち上げようと思ったが、一般公募がなかったため、少数精鋭でお願いしている。今回の皆さんの役目だが、配付している要綱の第2条第2号に「上富良野町自治基本条例第40条に基づく、同条例の見直しに関する事。」と書いている。また、自治基本条例の第40条に「わたしたちは、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が所期の目的を達成しているかを総合的に検討するものとします。」となっている。所期の目的を達成しているかを検討しなければならない。今、4年目に入っているため、今年から来年にかけて検証をする。その検証の仕方として、ニセコ町や白老町では住民アンケートを取っているそうである。まずはこの条例の見直しをする手法、検討について、答えを出す。25年度にやるとすれば予算の関係もあるので、なかなか時間もないのだが、皆さんにさまざまなご意見をいただきたい。

会長：事務局からの説明は、条例を5年に1回見直さなければならないから集まっているというような印象を受けた。わからないものから始まるので、皆さんのご意見をいただきながらやっていきたい。

事務局：これまでも推進委員会をやっていて、これまではどちらかというと実施すべき事業なのかどうなのかという事業の検証についての話し合いがされてきた。それがどれだけ反映されたかというとなかなか難しいものがある。今回、4年目を迎えるということで、ちょうど5年を超えない期間となると今年から手がけないと間に合わない。実質来年の12月には方針が定まっていなければならないので、任期は2年と言いつつながら実質動けるのは1年となる。非常にタイ

トなスケジュールとなり、その点ご迷惑お掛けする。こういう条例ができて、住民にどれだけ周知なされているかという検証もまだまだしていなければならない。これは例だが、そこから始まる気がする。

会長：自治基本条例の解説書は小さな字で書かれており、読まないと思う。条例のなんたるかも把握していない状態で条例をどう改正したらいいかということをお話し合うのは難しい。今は地方の時代になってきて、一般の人が地方からアクションを起こさなければ国も動かない世の中になってきている。

事務局：協働のまちづくりの概要版を全戸配布しているが、正直な話、見たことがある人が何人いらっしゃるかと思う。町民が何をするのかということで、まず町内会に入っているいろいろな行事に参加することも1つの参加となる。これがどう発展していくかということで、町内会の役員にしても、住民会の役員にしても、自分から積極的にやるということではなく、頼まれたからやるというのが現実なのかと思う。これが自ら動くようになって行けば、活動自体も活発化していくのではないかと個人的には思っている。それぞれの地域でやっている地域の子どもの見守りは、役場はできないので地域で始めていると思う。NPO、NPO法人もそうだが、通常の自治会活動もそれにつながっているのではないかと思っている。そういうようなことも含めて、やっていることが住民に浸透しているのか。

会長：先ほど事務局から自治基本条例の見直しをどうするかという話があったが、目先の問題として、自治基本条例が5年に1度の見直しの時期に来ているので、どうしたらいいかということである。実際にこの条例に基づいてアクションを起こしているかどうかであって、条例そのものもいいのであれば、見直さなくてもいいのではないかと。

事務局：それも1つの答えだと思う。

委員：条例の制定にあたっては、専門の人が関わっていたのだろうか。

事務局：すべて職員である。

委員：こういった活動は職員が集めたのだろうか。

事務局：最初はプロジェクトチームがあった。

会長：条例そのものはいいと思う。問題は条例制定の後の施行の仕方であって、難しいことはあまり変えず、どんな方法で協働のまちづくりをしていったらいいかという話し合いだけでいいのではないかと。

委員：そんなに変えられないと思う。

事務局：自分も同じ意見である。憲法として定めているものを簡単に変えてしまうことがあっていいかと思う。ただ、この条例の趣旨は皆が作った憲法だから皆の意見で直すところは直す。今までやってきて不都合があったのか、なかったのかの検証となる。先ほど林主幹から説明したが、1つの案として町民にどれだけ浸透しているかということを含めてアンケートを取ることでも手である。設問も難しいものにすると回答が少なくなってしまう。

会長：アンケートをとってもわからなければ回答しない。

事務局：ただ、町民の総意の基に進めるとなっている。

会長：そこをどう実行するか大事である。実行する方法については条例で定めていない。

事務局：苫小牧市は委員が項目を決めて、職員がやっているか点数を付け公表している。うちも苫小牧の手法になると職員を呼んで、どう仕事をしているかなどをヒヤリングする。アンケートは町民の皆さんが感じていることになるが、お金を掛けてアンケートをやって回答がわからないというものが多いのであれば、それに税金を投入した方がいいのかということもある。

事務局：町民が町の仕事の立案、実施、評価の段階で参加できる仕組みを整えるというのが29条

にあるが、予算を作るところから入れるのかということと違うということになる。そのために町民ポストや住民会長懇談会、パブリックコメントなどで皆さんに参加してもらっているという説明をする。受け取り方がだいぶ違うのだが、そういう表現が正しいのかということも1つの例として出てくるのではないかと思う。

事務局：少しずつ変わってきているというようなことも住民に認識してもらうことも1つである。ところが最終段階では、行政の方でまちづくりをやってしまうというのが実態で、町民の知らないうちに終わっているという声もあるので、コミュニケーションをどう図るかということも大事にしていった方がいいとは思っている。

事務局：議会側では、この条例ができてから報告会を毎年やるようになった。それもこの条例に基づいて、議会でやっている活動を広く町民にお知らせするという情報公開というところから始まっている。

事務局：次回の時に事務局の提案として、見直しの方法をまな板に上げたい。今日そこまでやってしまうと、誘導型になってきてしまう。

会長：まず帰って勉強させていただきたい。

事務局：概要版は町民に配ったものなのでわかりやすく、簡単に書いてある。この簡単なことを考えるだけでも違うと思う。

会長：職業が違くと立場や組織、年齢が違い、協働のまちづくりの観点が違ってくるので、あの人は一生懸命だけど、あの協働には参画しないということがありえる。それを無くすために同じ目的意識を持ってやるにはどうしたらいいかということも変えていかなければ、ブレーキから入ってしまっただけではいけない。同じ目的意識に向かって嫌いな人も職業がさまざまでも参画しやすいようにするというのがネックだと思う。その辺のガードをどう破るかということも気になる。

委員：協働を行政主導型でやると、役場がやることではないかという意見が出る。公園の草刈りも、今までは高齢者事業団がやっていたが、住民会に移行している。

事務局：公園管理も何かないかということで、お願いして引き受けてもらう形はとっているが、どちらかということやらせている感もある。何とかそれがつながっていけばということで打ち出された事案でもある。本当に良ければまだまだ発展してくると思うのだが、言われてからやるではなかなか発展性がない。あるところでは、子どもたちと会話できるようになったからよかったという意見もあれば、あるところでは固定の人だけやって、それで終わっているという問題もある。

会長：どのような形で協働のまちづくりをしていくかということに関しての町民ディスカッションをしてみてもいいのではないかと思う。目的とするところは条例が改正するかどうかなので、これは勉強をしなければいけない。

事務局：条例の中で努力するとなっているものができていなければ義務に変更することなども委員会の見直しの1つである。

会長：まずは条例を読んでみたい。

事務局：私は自治基本条例の解説書が読みやすかった。概要版は子どもにもわかりやすく作っているが、この今日配付したものの中だと自治基本条例だけを頭に入れるとすごくわかりやすい。

事務局：協働のまちづくり基本指針と職員の行動指針も見るとあまりにもボリュームがありすぎるので、端的に条例を見るといいかもしれない。この中には解説もしてあるので、わかりやすいかと思う。

会長：それでは、自治基本条例を一読していただき、疑問点や感想を次回述べていただきたい。

事務局：次回は実際の提案をさせていただいて、見直し手法の話をさせていただきたい。また、まちづくりの講演会も11月に開催予定である。1時間以内で終わりたいと思うので、ご出席いただきたい。

事務局：以前の推進委員会は最初の段階で1から勉強していたが、それをしていくと皆さん苦痛だと思うので、委員会での勉強会は実施しない。皆さんの空いている時間に読んでいただきたい。

会長：せっかく協働のまちづくりの窓口をいただいたわけなので、我々も頑張っってなんらかの形でいい町ができるような方法のアドバイスを皆さんからいただきたいと思っているのでよろしくお願ひしたい。再来年の3月31日までこの形でお付き合いしていくわけだが、何かいい話が出てくればいいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

次回会議の日程

会長：次回の会議は10月23日（火）午後6時から開催する。